電子版“ロダン・タイムズ”

マイナンバー
直前特集

42号

あなたのマイナンバー対策は？

当事務所の対策は、
いきなり から コツコツへ 今は法人化

（その１）いきなりのマイナンバー対策とは

10月から マイナンバー制度が実質的にスタートします。
当事務所の春からの対応を 時系列にてお話します。

① マイナンバー講師をして欲しい。

税理士事務所繁忙期の5月にマイナンバー講師要請がありました。
急遽のマイナンバー講師として勉強したことは、

- マイナンバー制度には個人と法人があり、個人のみ秘密で罰則も重い。
  逆に法人はマイナンバーは公開される。これを知らない人は多い。
- 個人情報との比較すると、マイナンバーには専門の監督機関がある。
- マイナンバー制度は役所が活用者であり、事業者にメリットは少ない。
- 漏洩防止に努めるためのガイドラインがある。
- マイナンバー書類の保管場所と保管方法に注意が必要です。

巷で囁かれる、将来資産が丸裸にされることは、導入時では無いようです。

② 個別相談会での質問。

個人の相続・資産相談を、月10人以上行う機会があり、その何人かから、
《資産が丸裸にされる》のを懸念してのマイナンバー相談があります。
現金化の相談は、肯定も否定もできないので、自己判断でどうぞと回答します。
資産を法人化する相談が、2割程度もありました。一定の条件下、有効であり。
個別に条件を確認して回答をしています。

③ コツコツと事務所でしています。

お盆から、コツコツしていることは、事務所の保存文書の整理です。
今後、鍵のかかるロッカーを多く導入することが、望ましいと思います。
結果、段ボール数十箱の関与先の申告書・議事録を全て開封し、再整理
をしています。廃棄用・電子保存用・保存用に分けます。
昭和作成の議事録もあり、毎日数時間、孤独な作業です。

（その2）書類整理で思ったこと。

書類は、ホチキスや、こよりなどで保存されていました。
30年以上前の書類のホチキスが錆びてぼろぼろ状態に、ビックリしました。
また、古い書類に、不動産購入時の契約書などもあり、今後の税務証拠に
必要なものが見つかったりもしました。

（その3）新設法人は直ぐに分かっちゃう。

お盆に届いた業界新聞の中の記事に驚かされました。
国税庁が公開するマイナンバーは、インターネット上に公開されます。
（従来の役所前掲示版ではありません。）
この公開されるマイナンバーを、取引先が顧客管理に活用を計画する記事。
また公開には《法人番号指定年月日》もあり、これを絞り込むと、新設
法人を抽出でき、新規営業に活用できる。
新規営業用に活用可能な法人は、１０月１日以降の新設法人とのこと。
（日税ジャーナル・第１７号）より

（その4）これから、法人を新設を考えている方は、9月中に法人設立を

前述のマイナンバー対策法人や、不動産法人などのセカンド法人を、設立予定の
方は、９月末までに法人設立を検討ください。

当事務所では、この記事を顧客に説明したとこと、反応大。
数名が、直ぐに設立したいとの希望でした。
特に相続対策も絡めた検討は、一度されてはいかがでしょうか？

千葉県船橋市 「アンデルセン公園」に行ってきました。
孫達は、水遊びやアスレチックで大はしゃぎ。
じじも、遊んだら　腰を痛め、
ワンダーコアは1週間休み、再開となりました。

万代つばさグループ代表 発行者　八百板　誠	（　税理士法人 万代つばさ　　代表社員税理士　） （　八百板誠行政書士事務所　　）

事　務　所　：　新潟市中央区下大川前通７ノ町２２３０番地　（８階建の１階奥です）
０２５（２２８）４６９７

編集者より　　記事は独自の調査分析により書き上げております。
明示、黙示にかかわらず、発行者（当事務所）がこれを保証するものではありません。